

**令和 3 年度 2 月
専決補正予算について
(第 2 3 号補正)**

**令 和 4 年 2 月
企画財政部財政課**

令和3年度 一般会計補正予算（第23号）の主な内容

I 一般会計予算 2,317,177 千円

事業名	補正額 (千円)	内容	担当課
3 款 民 生 費 30,800			
1 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金） 給付事業費	30,800	子育て世帯への臨時特別給付金については、令和3年12月24日以降、対象者へ順次給付を行っているところであるが、支給基準日以降の離婚等によって、現在児童を養育しているものの、給付を受け取っていない者に対して、児童1人につき、10万円の給付を行うもの。 ※支給基準日 ・中学生まで：令和3年8月31日 ・高校生等：令和3年9月30日 【対象者】 以下の全てに該当する者 ・児童手当（本則給付）の所得要件を満たす方。（児童手当特例給付相当世帯は対象外） ・前養育者から、今回の給付に相当する額の金銭等を受け取っていない方。 ・前養育者が対象児童のために今回の給付に相当する額の金銭等を使っていない場合。 【事業費】 @10万円×対象児童数308人(154世帯)=30,800千円 【スケジュール】 令和4年2月中旬 対象者への通知等送付、申請受付開始 3月上旬 支給開始 4月下旬 申請締切 【財源】国庫10/10	子育て支援課
4 款 衛 生 費 110,105			
2 新型コロナウイルス予防接種費	110,105	新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、希望する5歳から11歳の小児に対して、1・2回目のワクチン接種を実施するもの。 【事業期間】R4.3～R4.9 【対象者】5歳～11歳の小児 約24,000人 【想定接種者】19,300人（接種率80%） 【スケジュール】 令和4年3月上旬 接種券送付、予約受付開始 3月中旬 予防接種開始 【事業費】110,105千円 ・予防接種委託料：102,309千円 ・その他事務費：7,796千円 【財源】国庫10/10	新型コロナウイルスワクチン接種事業室

事業名	補正額 (千円)	内 容	担当課														
7 款 商 工 費 2,176,272																	
3 営業時間短縮要請協力金□	2,176,272	長崎市に対しての「まん延防止等重点措置」が令和4年3月6日まで延長されたことにあわせ、長崎県知事から市内の飲食店等に対し、営業時間短縮の要請が行われたことから、要請に協力した事業者に対して協力金を支給するもの。 【要請期間】21日間 令和4年2月14日（月）～令和4年3月6日（日） 【対象施設】 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設（キャバレー、スナック、カラオケボックス等） 【主な申請要件】 ア 令和4年2月13日（日）までに対象施設を運営していること。 イ 要請期間のすべての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（終日酒類の提供は行わないこと。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合対象外）。 ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者でないこと。 【協力金額】1日あたりの給付額×21日間 【申請期間】 令和4年3月7日（月）～令和4年4月22日（金） 【事業費】 協力金：2,133,600千円（2,500店舗） 事務費： 42,672千円（協力金の2%） 【財源】 協力金：国 80%、県 10%、市 10% 事務費：国 100%	商工振興課														
<table> <tr> <td rowspan="4">中小企業 (個人事業者を含む)</td><td rowspan="4">売上高方式</td><td>令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高</td><td>[1日あたりの給付額]</td></tr> <tr> <td>7万5,000円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr> <td>7万5,000円超25万円未満</td><td>令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高の4割</td></tr> <tr> <td>25万円以上</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>大企業</td><td>売上高減少額方式</td><td colspan="2"> [1日あたりの給付額] 令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限「20万円」 </td></tr> </table>				中小企業 (個人事業者を含む)	売上高方式	令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高	[1日あたりの給付額]	7万5,000円以下	3万円	7万5,000円超25万円未満	令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高の4割	25万円以上	10万円	大企業	売上高減少額方式	[1日あたりの給付額] 令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限「20万円」	
中小企業 (個人事業者を含む)	売上高方式	令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高	[1日あたりの給付額]														
		7万5,000円以下	3万円														
		7万5,000円超25万円未満	令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高の4割														
		25万円以上	10万円														
大企業	売上高減少額方式	[1日あたりの給付額] 令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限「20万円」															

※ 繰越明許費は、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費」、「新型コロナウイルス予防接種費」及び「営業時間短縮要請協力金」の3件を計上。